

医 師 の 意 見 書

ふりがな		生年	年 月 日生
氏 名		月 日	(歳)
住 所			
病 名			
特記事項等			

上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる要件に該当し、また、がんにより要綱第 2 条に掲げる居宅サービス等の対象サービスを利用し得る状態であると判断できる。

（あて先）浜松市長

年 月 日

医療機関名

医 師 名

（署名又は記名押印）

※ 裏面に交付要綱の抜粋があります。

参考 浜松市小児・若年がん患者在宅療養生活支援事業費補助金交付要綱（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）居宅サービス

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項の訪問介護に相当するサービス（これに類するサービスとして市長が適当と認めるものを含む。次号において同じ。）であって、がん患者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。

イ 法第8条第3項の訪問入浴介護に相当するサービスであって、がん患者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

（2）福祉用具貸与または購入

法第8条第12項の福祉用具の貸与または購入に相当するサービスであって、がん患者が居宅で利用する福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障があるがん患者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、がん患者の日常生活の自立を助けるものをいう。以下同じ。）の貸与または購入することをいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者（以下「補助対象者」という。）とする。

（1）市内に住所を有する者

（2）がんの治癒を目的とした治療を行わないがん患者（医師に一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された者）である者

（3）対象サービス利用時に40歳未満の者

（4）市税を完納している者

（5）第8条に規定する利用の認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

（1）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

（2）暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（3）暴力団員等と密接な関係を有する者

（4）前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（5）前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体